

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第1 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正

1 公的基礎情報データベースの共同整備等に関する規定の整備

国の行政機関と他の行政機関等による公的基礎情報データベースの共同整備等に関する規定を整備する。(第十九条第二項第六号、第二十一条関係)

2 国等データ活用事業の認定制度の創設

(1) 内閣総理大臣は、国の行政機関等の保有するデータを活用する国の行政機関等以外の者による事業であって、手続等に関連する民間事業者の業務の処理が改善されることを通じて国民の利便性の向上が図られるもの(以下「国等データ活用事業」という。)に関する指針を定めるもの等とする。(第二十六条関係)

(2) 国等データ活用事業計画の認定等に関する規定を整備する。(第二十七条、第二十八条関係)

(3) 認定国等データ活用事業者は、主務大臣に対し、認定国等データ活用事業を実施するために必要なデータであって国の行政機関等の保有するものの提供を求めることができるもの等とする。(第二十九条、第三十条関係)

(4) 認定国等データ活用事業者は、認定国等データ活用事業の実施に関し必要があると認めるときは、地方公共団体等の長に対し、必要な協力を求めることができるものとする。(第三十一条第一項関係)

(5) 主務大臣は、認定国等データ活用事業の円滑かつ確実な実施を図るため、認定国等データ活用事業者に対し、必要な援助を行うものとする。(第三十二条関係)

(6) 国等データ活用事業に関して独立行政法人情報処理推進機構等が行う業務等を定める。(第三十一条第二項、第三十三条関係)

(7) 主務大臣は、認定国等データ活用事業者に対し、認定国等データ活用事業計画の実施状況について報告を求めることができるものとする。(第三十四条関係)

(8) (7)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者等に対する罰則を設ける。(第三十九条～第四十一条関係)

3 その他

その他所要の改正を行う。

第2 情報処理の促進に関する法律の一部改正

1 独立行政法人情報処理推進機構の理事の定員の追加

独立行政法人情報処理推進機構に、役員として、理事三人以内を置くことができるものとする。(第四十二条第二項関係)

2 独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加

独立行政法人情報処理推進機構は、認定国等データ活用事業者に対する必要な協力の業務等を行うものとする。(第四十七条第一項第二十二号関係)

第3 附則

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
- 2 所要の準備行為を定める。(附則第二条関係)
- 3 その他関係法律について所要の改正を行う。